

交渉結果報告書

市長公室 人事課

交渉内容 2015 賃金確定要求書の回答等について
交渉日時 平成 27 年 11 月 20 日（金） 15 時 00 分～16 時 25 分
交渉場所 職員会館 大会議室
交渉出席者 当局側 土屋副市長 宇野市長公室長 星川副部長 波戸瀬課長
岡部副課長 西川人事研修係長 雲丹亀給与係長
組合側 小野執行委員長 副執行委員長 書記長 書記次長他執行委員等 計 8 人

概 要	2015 賃金確定に係る要求書の回答等を行った。
組合の主張	<ul style="list-style-type: none">① 2015 年分と 2016 年分はそれぞれ交渉するのか、まとめて交渉するのか。独自要求を含めて 12 月 3 日までに合意を図るのか。給与制度の総合的見直しは反対である。国はいろいろな手当があり、総額を保ちながら配分を変更した。宇治市にとっては給料表の引下げだけで、完全な賃金カットになる。なぜそういうことをされなければならないのか。② 人事院勧告や府の勧告で勤勉手当の引上げが昨年に引き続き勧告された。年度途中の採用や休職等で 6 月に支給のない人にとっては、国のように 12 月に引上げ分を寄せた方が良い。配分を検討する余地はあると思う。③ ラスパイレス指数が高いからという理由だけで何もできないということにはならない。国家公務員の年齢構成などによっても変動するものである。京都府では、国の制度で地域手当が出ていないところでも出していたり、独自のやり方をしている。④ 公務災害の見舞金条例の改正にむけて、どんな努力をしてきたのか見えない。もうすぐ合意から 10 年の節目になる。
当局の主張	<ul style="list-style-type: none">① 2015 年分については 12 月 3 日を目途に合意決着を図りたい。また、給与制度の総合的見直しはそれまでには一定のものを示したいと考えている。② ー③ ラスパイレス指数は人事異動によっても変動するものではあるが、給料水準のひとつの目安になっているという実態もある。④ 過去の合意事項が履行できていないことは申し訳ないと思っている。引き続き努力はしたい。